

参議院常任委員会調査室・特別調査室

論題	令和8年度地方財政対策の概要と主な論点 －経済社会構造が変化する中での一般財源総額の確保－
著者 / 所属	和田 応樹 / 総務委員会調査室
雑誌名 / ISSN	立法と調査 / 0915-1338
編集・発行	参議院事務局企画調整室
通号	481号
刊行日	2026-3-3
頁	35-50
URL	https://www.sangiin.go.jp/japanese/annai/chousa/rip_pou_chousa/backnumber/20260303.html

※ 本文中の意見にわたる部分は、執筆者個人の見解です。

※ 本稿を転載する場合には、事前に参議院事務局企画調整室までご連絡ください (TEL 03-3581-3111 (内線 75020) / 03-5521-7686 (直通))。

令和8年度地方財政対策の概要と主な論点

— 経済社会構造が変化する中での一般財源総額の確保 —

和田 応樹

(総務委員会調査室)

《要旨》

令和8年度の地方財政対策は、一般財源総額について、交付団体ベースで対前年度比3.7兆円増の67.5兆円が確保され、地方交付税総額も同1.2兆円増の20.2兆円が確保された。臨時財政対策債は、前年度に続き新規発行をゼロとした上で、臨時財政対策債償還基金費が創設されるなど、地方財政の健全化に向けた取組が進められた。一方、経済社会構造の変化に伴い、社会保障関係費や人件費の増加、物価高対策や老朽化したインフラ対策に伴う歳出増等が見込まれるとともに、増加する行政ニーズに対応するための人材確保も必要となる。また、地方財政と切り離せない、国と地方の統治構造をめぐる議論も活発化している。今後、経済社会構造が変化する中で、財政健全化の取組を着実に進めつつ、必要な一般財源総額を確保するとともに、将来的には、安定的な地方税体系を構築し、地方が直面する諸課題に主体的に対応できるよう取り組むことが求められる。

1. はじめに¹

令和8年度地方財政対策は、「経済財政運営と改革の基本方針(以下「基本方針」という。)2025」(令和7年6月13日閣議決定)等を踏まえ、令和8年度予算の概算要求の後、「強い経済」を実現する総合経済対策(以下「総合経済対策」という。)の閣議決定(令和7年11月21日)や「国と地方の協議の場」等における議論、総務大臣と財務大臣の合意を経て、令和7年12月26日に取りまとめられた。

本稿では、近年の地方財政対策、地方財政に関連する主な施策の動向を概観した上で、令和8年度地方財政対策の決定に至る経緯とその概要を紹介するとともに、同対策に関連した地方財政上の課題にも触れることとしたい。

¹ 本稿は、令和8年2月5日現在の情報による。また、参照URLも、同日に確認を行った内容に基づくものである。

2. 近年の地方財政対策

(1) 地方財政対策の役割

地方公共団体は、福祉、教育、警察、消防、道路や河川等のインフラ整備を始め国民生活と密接に関係する行政サービスのほとんどを担い、一定の水準で提供することが求められる。多くの事務は、法令による基準の設定や実施の義務付けがなされ、国の関与がある。

そこで、全ての地方公共団体はその果たすべき事務事業等を円滑に実施するために必要な財源を保障することを目的に、地方交付税法（昭和25年法律第211号）第7条第1項に基づき、毎年度、内閣は、標準的な行政水準に係る「翌年度の地方団体の歳入歳出総額の見込額に関する書類」、いわゆる「地方財政計画」を策定し、国会に提出するとともに、一般に公表している。総務省は、予算編成作業と並行して地方財政計画の策定を進め、その過程において算定される翌年度の地方財政全体の収支に過不足が見込まれる場合、それが均衡するように財源対策が行われる。この財源対策が地方財政対策であり、国の予算の概算決定に先立ち、総務省と財務省の折衝が繰り返された後に決定される。具体的には、地方債の増発や国の一般会計からの加算等の財政措置が講じられ、地方財政対策を踏まえた地方財政計画の策定を通じて、地方財政全体として標準的な行政水準を確保するために必要な財源が保障される仕組みとなる。そして、地方公共団体においては、翌年度予算額の算定に当たり、地方財政対策は歳入歳出の両面で具体的に活用されることになる²。

(2) 地方財源不足に関する地方交付税法第6条の3第2項の対応

地方交付税法第6条の3第2項では、毎年度分として交付すべき普通交付税の総額が引き続き地方の財源不足額と比べて著しく異なった場合には、地方行財政の制度改正又は法定率の変更を行う旨が規定されている³。地方財政は、社会保障関係費等の財政需要の増加、高水準で推移する公債費などの複合的な要因により財源不足が恒常的に発生している（図表1）。なお、同項の規定に該当する財源不足は、平成8年度以降、29年連続して生じていたが、令和7年度に解消し、令和8年度も同項の規定に該当しない見込みである。

この間、国も厳しい財政状況が続き、法定率の引上げは困難⁴である等の理由から、平成27年度に法定率の変更が行われた⁵ほかは、地方行財政の制度改正で対応されてきた。平成13年度には、地方財源不足のうち、財源対策債の発行や、国の一般会計加算（既往法定分）

² 地方財政対策を踏まえて策定される地方財政計画の役割には、①地方公共団体が標準的な行政水準を確保できるように地方財源を保障、②国家財政・国民経済等との整合性の確保、③地方公共団体の毎年度の財政運営の指針がある。小西砂千夫『地方財政学—機能・制度・歴史』（有斐閣、2022年）52～53頁

³ 所得税及び法人税の33.1%、酒税の50%、消費税の19.5%、地方法人税の100%を法定率、法定率分の収入額を地方交付税とし、その上で、地方交付税総額の94%相当額を普通交付税、6%相当額を特別交付税としている。同項の「著しく異なる」場合は、法律上の明確な基準はないが、政府によれば、①地方財政対策を講ずる前に、通常の場合により算出される歳入歳出におけるギャップ（財源不足額）があり、②その額が法定率分で計算した普通交付税の額のおおむね1割程度以上となり、③その状況が2年連続して生じ、3年以降も続くと見込まれる場合とされている（第19回国会参議院地方行政委員会会議録第32号18頁（昭29.5.4）等）。

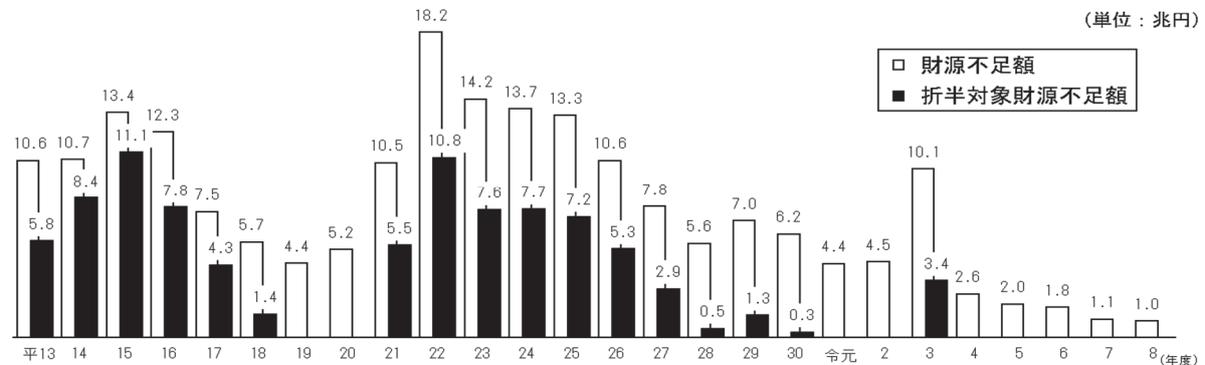
⁴ 国と地方間で一種のバランス感覚が働いたため、国の財政が赤字国債に頼っていると、法定率の引上げを期待することは難しいとされている。小西砂千夫『地方財政学—機能・制度・歴史』（有斐閣、2022年）97～98頁

⁵ 地方交付税法第6条の3第2項に基づくものとしては昭和41年度以来49年ぶりの見直しであった。ただし、法定率分の増は900億円程度（平成27年度当初ベース）とされており、折半ルールによる補填も行われた。

等を除いた残余の財源不足額（折半対象財源不足額）に関する国と地方の「折半ルール」が導入され、国は当該不足額の2分の1を一般会計から加算（臨時財政対策特例加算）することにより地方交付税を増額し、残り2分の1は地方が特例地方債（臨時財政対策債⁶）を発行することにより補填してきた。ルール導入当初は3年間の臨時措置とされていたが、その後も本措置の延長が続けられていた。

近年は、国税法定率分と地方税収等の増収により折半対象財源不足は減少傾向にあり、令和4年度以降は発生していない。また、臨時財政対策債の発行も、令和7年度は、制度創設以来、初めて新規発行がゼロとなり、令和8年度も発行されない見込みである。一方、臨時財政対策債や交付税及び譲与税配付金特別会計（以下「交付税特別会計」という。）の借入金残高は減少傾向にあるものの、依然として160兆円を超える高い水準にある。

図表1 地方の財源不足額と折半対象財源不足額の推移



(注1) 各年度の計数は当初ベースであり、税制改正に伴う減収による財源不足を除く。

(注2) 平成16年度の財源不足額は交付税特別会計借入金償還額繰延べ前の額である。

(注3) 平成21年度の折半対象財源不足額は、国が負担した特別交付金、臨時財政対策債への特別交付金相当額の上乗せ分（地方負担分）を含んでいる。

(出所) 各年度の地方財政対策に係る総務・財務両大臣覚書より作成

3. 地方財政に関連する主な施策の動向

(1) いわゆる当分の間税率及び環境性能割の廃止

第27回参議院議員通常選挙（令和7年7月20日執行）を経て、令和7年10月21日に自由民主党及び日本維新の会の連立による高市内閣が衆議院・参議院ともに過半数に満たない状況で発足した。こうした状況の中、高市内閣総理大臣は、第219回国会（臨時会）の所信表明演説（以下「所信表明演説」という。）において、「政権の基本方針と矛盾しない限り、各党からの政策提案をお受けし、柔軟に真摯に議論」⁷していく旨述べた。

ア いわゆる当分の間税率の廃止

燃料課税のうち、国税である揮発油税と地方揮発油税⁸を合わせた、いわゆるガソリン

⁶ 地方の一般財源の不足に対処するため、地方財政法（昭和23年法律第109号）第5条の特例として発行され、投資的経費以外の経費にも充てることができる地方債のことをいう。地方公共団体の実際の起債の有無にかかわらず、発行可能額の元利償還金相当額を後年度の基準財政需要額に算入することとされている。

⁷ 第219回国会参議院本会議録第2号3頁（令7.10.24）

⁸ 揮発油税と共に揮発油（ガソリン）に課税される国税であり、その収入の全額が地方揮発油譲与税として、都道府県及び市区町村に譲与される。

税については、本則税率28.7円/ℓ（揮発油税24.3円/ℓ、地方揮発油税4.4円/ℓ）に25.1円が上乗せされ、特例税率は53.8円/ℓ（揮発油税48.6円/ℓ、地方揮発油税5.2円/ℓ）となっていた。同様に、軽油引取税は、都道府県を課税主体とする普通税であり、本則税率15.0円/ℓに17.1円が上乗せされ、特例税率として、当分の間、32.1円/ℓとなっていた。これらの特例税率が、いわゆる「当分の間税率（旧暫定税率）」である。

当分の間税率が廃止された場合、地方財源の減収は約5,000億円と見込まれる⁹など、その動向は、直接的に国民生活のみならず、地方財政に与える影響が少なくない。

このため、廃止に向けた動きが出る中で、地方六団体¹⁰及び指定都市市長会は、「財源論なき減税が行われないよう、地方の減収に対しては代替となる恒久財源を措置するなど、国・地方を通じた安定的な財源を確保することを前提に、将来世代の負担にも十分配慮の上、責任ある議論を丁寧に進めていくこと」を強く求めた¹¹。

所信表明演説では、「ガソリン税の暫定税率については、各党間の議論を踏まえ、今国会での廃止法案の成立を期」し、「軽油引取税の暫定税率も、早期の廃止を目指し」、「これらの廃止に伴い必要となる国及び地方自治体の安定財源を確保しつつ、廃止までの間も、補助金を活用することで、価格引下げに対応」する旨述べられた¹²。

その後、令和7年11月5日、自由民主党、立憲民主党、日本維新の会、国民民主党、公明党、日本共産党は、当分の間税率について、ガソリン税は令和7年12月31日で、軽油引取税は令和8年4月1日で廃止することや、地方の安定財源の確保について正式に合意し¹³、関連法案が令和7年11月28日に可決され、成立した¹⁴。

イ 環境性能割の廃止

自動車税及び軽自動車税の環境性能割は、自動車をもたらすCO₂排出等の社会的費用にかかる行政需要に着目した原因者負担金的性格を有するもので、環境インセンティブの観点から自動車の環境性能に応じ、取得価額の0～3%（軽自動車は0～2%）が課税される。基本的に2年に一度見直しが行われ、直近は令和5年度に見直しがなされたが、新型コロナ等を背景とした半導体不足等の状況を踏まえ、次回の見直しは特例的に令和8年度とされた。

しかし、令和7年12月18日、自由民主党と国民民主党は、環境性能割について、自動車ユーザーの取得時における負担を軽減、簡素化するため廃止すること、地方税の減収分は、安定財源を確保するための具体的な方策を検討し、それまでの間、国の責任で手

⁹ 総務省「村上総務大臣閣議後記者会見の概要」（令7.7.29）〈https://www.soumu.go.jp/menu_news/kaiken/01koho01_02001462.html〉

¹⁰ 地方六団体は、全国知事会、全国市長会、全国町村会、全国都道府県議会議長会、全国市議会議長会及び全国町村議会議長会の六つの団体の総称であり、地方自治法（昭和22年法律第67号）第263条の3に規定されている全国的連合組織に位置付けられている。

¹¹ 地方六団体及び指定都市市長会「いわゆる「ガソリンの暫定税率」廃止に関する緊急提言」（令7.8.27）〈https://www.nga.gr.jp/rokudantai/item/01_siryou1.pdf〉

¹² 第219回国会参議院本会議録第2号3頁（令7.10.24）

¹³ 「ガソリン税及び軽油引取税の暫定税率の廃止について」（令7.11.5）〈<https://storage2.jimin.jp/pdf/news/information/211748.pdf>〉

¹⁴ ただし、軽油引取税の当分の間税率の廃止のためには、別途、法律上の措置が必要となる。

当することで合意し¹⁵、「令和8年度税制改正大綱」（令和7年12月19日自由民主党・日本維新の会）にその旨盛り込まれた¹⁶。これに関し、全国知事会は、「代替となる恒久財源の確保策を検討いただくとともに、それまでの間、国の責任において確実に財源を措置していただくことを強く求める」とした¹⁷。

（２）いわゆる教育無償化

いわゆる教育無償化（以下「教育無償化」という。）については、令和7年2月25日、自由民主党、公明党、日本維新の会による3党合意が締結された¹⁸。合意文書では、いわゆる高校無償化（以下「高校無償化」という。）は、「令和8年度から、収入要件を撤廃し、私立加算額を45.7万円に引き上げる。」とされ¹⁹、いわゆる給食無償化（以下「給食無償化」という。）は、「まずは小学校を念頭に、地方の実情等を踏まえ、令和8年度に実現する。その上で、中学校への拡大についても、できる限り速やかに実現する。」とされた。

基本方針2025では、高校無償化及び給食無償化について、これまで積み重ねてきた各般の議論に基づき具体化を行い、令和8年度予算の編成過程において成案を得て、実現するとされ²⁰、自由民主党と日本維新の会の連立政権合意書でも教育政策に関する項目に盛り込まれるとともに、所信表明演説では、「安定財源の確保とあわせて来年4月から実施」する旨述べられた²¹。総合経済対策では、教育無償化について、「高校無償化と併せて公立高校や専門高校等への支援の拡充を図るため、政党間の合意に基づき、安定財源を確保した上で、交付金等の新たな財政支援の仕組みを構築する」、「2026年度から小学校におけるいわゆる「給食無償化」を円滑に実施する」とより具体的に言及されている。

令和7年12月9日、自由民主党、公明党、日本維新の会の3党から、全国知事会に対し、教育無償化について、都道府県負担を含めた提案があり、それに対し全国知事会は、突然の提案に「率直に驚きをもって受け止めているところ」であり、意見の集約を速やかに図るとした上で、「地方の意見を十分に反映し、現場が対応可能な仕組みと財源を整えていただくことを強く求め」る旨のコメントを発表した²²。

その後、全国知事会の意見²³等を経て、令和7年12月19日、「いわゆる教育無償化に関す

¹⁵ 環境性能割の廃止等の実現に必要な令和8年度税制改正法案及び令和8年度予算について年度内の早期に成立させることでも合意した。「自民党と国民民主党との間で交わされた合意文書」（令7.12.18）〈<http://storage2.jimin.jp/pdf/news/information/212124.pdf>〉

¹⁶ 「令和8年度税制改正大綱」（令7.12.19）〈https://storage2.jimin.jp/pdf/news/policy/212129_1.pdf〉

¹⁷ 全国知事会「『令和8年度与党税制改正大綱』について」（令7.12.19）〈https://www.nga.gr.jp/committee_pt/item/aa00c6fe484d7b13b021a741d325196b.pdf〉

¹⁸ 文部科学省「三党合意に基づくいわゆる教育無償化について」〈https://www.mext.go.jp/a_menu/shotou/mushouka/mext_00012.html〉

¹⁹ 高校無償化に関して、3党合意に至る経緯や国会での議論などの詳細は、高野涼子「第217回国会における「高校無償化」をめぐる国会論議『立法と調査』No.477（令7.7.25）を参照されたい。

²⁰ 内閣府「基本方針2025」（令7.6.13）〈<https://www5.cao.go.jp/keizai-shimon/kaigi/cabinet/honebuto/2025/decision0613.html>〉

²¹ 第219回国会参議院本会議録第2号4頁（令7.10.24）

²² 全国知事会「いわゆる教育無償化に関する3党からの提案を受けて」（令7.12.9）〈https://www.nga.gr.jp/statement/r07/post_275.html〉

²³ 都道府県負担に係わる地方財政措置や「いわゆる「給食無償化」（学校給食費の抜本的な負担軽減）」の表現の在り方等具体的内容に係るもののほか、地方にとって重要なテーマは、十分な時間的余裕を持って、かつ

る国と地方の協議の場」が開催され、一連の政党間合意を踏まえ、高校無償化（就学支援金制度の拡充）及び学校給食費の抜本的な負担軽減（給食無償化）等からなる教育無償化を令和8年度から円滑に実施していくこととされた。なお、地方負担については、地方財政計画の歳出に全額計上するとともに、地方の安定財源を確保した上で、一般財源総額を増額確保し、個別団体の地方交付税の算定に当たっても、地方負担の全額を基準財政需要額に算入するとされた²⁴。

（3）人件費の増加による地方負担

行政課題の複雑化・多様化や厳しい人材獲得競争など、公務員をめぐる環境が大きく変化する中、令和7年人事院勧告（令和7年8月7日）では、民間企業の賃上げの状況等を反映して、昨年を上回る高水準のベースアップとなり、給与の引上げ等が勧告された。同勧告等を受けて、第219回国会（臨時会）では、国家公務員を対象とする「一般職の職員の給与に関する法律等の一部を改正する法律」（令和7年法律第89号）等の給与に関する法律が成立した。地方公務員の給与については、各地方議会の議決により給与条例を改正することで決定されるが、国家公務員や民間の給与等を考慮して定めなければならない²⁵とされているため、地方公務員についても給与の引上げが行われることとなる。また、教員の処遇改善も課題となっているところ、義務教育に係る教職員の給与費については、3分の1が国の負担で²⁶、残りの3分の2や一部の手当等は地方負担となっている。また、公立高校等の教職員の給与費については全額が地方負担となっている。このため、教職調整額²⁷の引上げなど、処遇改善に伴う負担増は国よりも地方の方が大きくなる。

人事院勧告等を踏まえ、会計年度任用職員を含む人件費の増加が見込まれることから、行政サービスの安定的な供給の基盤となる公務人材の確保・育成の観点からも、地方財政計画にどのように計上されるかが注目された²⁸。

4. 令和8年度地方財政対策決定までの経緯

（1）基本方針2025における地方財政への言及

地方の一般財源総額²⁹については、平成23年度以降、前年度を下回らないよう実質的に同水準を確保する（以下「一般財源ルール」という。）との枠組みの下で地方財政計画が策定

丁寧に協議することを抗議とともに指摘する意見となっている。全国知事会「いわゆる教育の無償化に関する意見」（令7.12.12）〈https://www.nga.gr.jp/statement/r07/post_276.html〉

²⁴ 文部科学省「三党合意に基づくいわゆる教育無償化について」〈https://www.mext.go.jp/a_menu/shotou/mushouka/mext_00012.html〉

²⁵ 地方公務員法（昭和25年法律第261号）第24条第2項

²⁶ 義務教育費国庫負担法（昭和27年法律第303号）第2条

²⁷ 教員については、勤務態様の特殊性を踏まえ、勤務時間の内外を問わず包括的に評価した処遇として、時間外勤務手当を支給せず、その代わりに、給料月額²⁸の4%に相当する教職調整額を支給することとされていた。給特法等一部改正法（令和7年法律第68号）により、改正前の4%から令和12年度までに10%へと教職調整額が段階的に引き上げられることとされ、令和8年1月から5%に引き上げられている。

²⁸ 令和8年度地方財政対策における対応については、6.（2）参照。

²⁹ 地方税、地方譲与税、地方特例交付金等、地方交付税及び臨時財政対策債の合計額から、復旧・復興事業一般財源充当分及び全国防災事業一般財源充当分の合計額を控除したもので、使途が特定されずどのような経費にも使用できる財源。

されてきた。基本方針2025においては、「地方の一般財源の総額を確保して³⁰、地域における賃上げを起点とした成長型経済の実現を支える地方行財政基盤の持続性を確保・強化する」とされ、持続可能な地方行財政基盤の強化を図りつつ、従来と同様の枠組みを維持することとされた。また、地方税財政制度の現状を踏まえ、「東京一極集中が続き行政サービスの地域間格差が顕在化する中、拡大しつつある地方公共団体間の税収の偏在や財政力格差の状況について原因・課題の分析を進め、税源の偏在性が小さく税収が安定的な地方税体系の構築に向けて取り組む」とされている。財政健全化については、「財政健全化の「旗」を下ろさず、長期を見据えた一貫性のある経済財政政策の方向性を明確に示すことが重要」であり、「2025年度から2026年度を通じて、可能な限り早期の国・地方を合わせたプライマリーバランス（P B）黒字化を目指す」とされた³¹。

（２）令和 8 年度予算に係る地方交付税の概算要求

総務省は、令和 7 年 8 月末の令和 8 年度予算概算要求に際し、一般財源ルールに基づき、地方交付税を19兆3,367億円（対前年度当初3,792億円増）要求するとともに、引き続き厳しい地方財政の状況を踏まえ、今後の国税収入・地方税収入や地方負担の状況等によって財政収支に大幅な不足が生じる場合に交付税率を引き上げること等を事項要求した。概算要求時に総務省から示された令和 8 年度地方財政収支の仮試算によると、上述の地方交付税のほか、令和 8 年度の地方税は約46.3兆円（同約0.9兆円増）、臨時財政対策債は前年度に続きゼロと見込まれ、不交付団体の水準超経費³²を除く交付団体ベースの一般財源総額は約65.1兆円（同約1.3兆円増）、地方の財源不足は約0.8兆円（同約0.3兆円減）とされた。

（３）総合経済対策における地方財政への言及

令和 7 年11月21日、高市内閣は、責任ある積極財政の下で、危機管理投資と成長投資を通じて、時代の要請に応える経済運営を力強く進めていくことを目的とした総合経済対策を閣議決定した。地方交付税については、地域経済活性化の担い手・リソースの確保に関して、「国税収入の増額に伴い、地方公共団体が、地域未来戦略³³に係る施策をはじめ本経済対策の事業や委託料等の物価高対応等を円滑に進められるよう、2025年度の地方交付税を増額する。」とされた。そのほか、自立的かつ持続的に稼げる地方経済をつくり出すため、東京一極集中の弊害是正等地方創生施策を推進することや、地方公共団体の自主性と創意

³⁰ 基本方針 2024 では、令和 7 年度からの 3 年間に付き、地方の安定的な財政運営に必要となる一般財源の総額は、令和 6 年度地方財政計画の水準を下回らないよう実質的に同水準を確保することとされている。

³¹ その後、令和 8 年 1 月22日に開催された第 1 回経済財政諮問会議において、高市内閣総理大臣より、P B 黒字化目標の達成状況について、数年単位でバランスを確認する方向に見直すとの方針が示された。内閣府「令和 8 年会議情報一覧」〈<https://www5.cao.go.jp/keizai-shimon/kaigi/minutes/2026/index.html>〉

³² 地方財政計画の歳出は、標準的な行政水準を想定して積算されているが、歳入のうち地方税収については、不交付団体を含む全地方公共団体の標準的な地方税収が計上されており、地方財政計画の収支を単純に均衡させると、不交付団体のいわゆる財源超過額に相当する地方税収分だけ交付団体の財源が不足することとなるため、調整的な項目として地方財政計画の歳出に計上されている。

³³ 地域ごとに産業クラスターを戦略的に形成するとともに、地場産業の付加価値向上と販路開拓を強力に支援していくことで、自立的かつ持続的に「稼げる」地方経済を作り出していくことを、「地域未来戦略」として推進するとしている。具体的な政策パッケージは令和 8 年夏を目途に取りまとめ予定。

工夫に基づく地域の独自の取組を、地域未来交付金等で後押しすることとされた。なお、上述3. のとおり、当分の間税率廃止や教育無償化への対応についても言及されている。

(4) 財政制度等審議会、地方財政審議会及び国と地方の協議の場における議論

令和8年度地方財政対策の決定に先立ち、地方財政をめぐる諸課題に関し、財政制度等審議会、地方財政審議会、地方六団体の考え方が示された。その主な意見内容は図表2のとおりである。

図表2 財政制度等審議会、地方財政審議会及び地方六団体の意見（抜粋）

	財政制度等審議会 (財務大臣の諮問機関)	地方財政審議会 (総務大臣の諮問機関)	地方六団体
	「令和8年度予算の編成等に関する建議」 (令和7年12月2日)	「今後目指すべき地方財政の姿と令和8年度の地方財政への対応等についての意見」 (令和7年12月8日)	「令和8年度予算編成及び地方財政対策等について」 (国と地方の協議の場、令和7年12月16日)
持続可能な地方税体系の構築	地方財政の運営にあたっては、成長型経済へ移行し、地方税・地方交付税が基調的な増加傾向となっている中で、地方財政の健全化の取組を着実に進めつつ、メリハリの効いた予算編成を行うと同時に、こうした新たな局面で生じる地方公共団体間の財政力・行政サービスの格差拡大を抑制する観点から、地方税源の偏在是正といった都市と地方の支え合いの確保に一層取り組むことが重要になる。	都市と地方の持続可能な発展のための地方税体系の構築に向けて、偏在是正措置に関する具体的な検討を進めることが必要である。その上でなお生じる税源の偏在に関しては、全国のような地域であっても、一定水準の行政サービスを確保するために必要な財源を保障する地方交付税の機能が、引き続き十分に発揮されることが求められる。このため、地方交付税の総額を適切に確保すべきである。	東京一極集中が続き行政サービスの地域間格差が顕在化する中、拡大しつつある地方自治体間の税収の偏在や財政力格差の状況について原因・課題の分析を進め、税源の偏在性が小さく税収が安定的な地方税体系の構築に向けて取り組むこと。
財政健全化	近年の地方財政は、令和元年度以降、コロナ禍を除いて折半対象財源不足が継続的に解消されており、令和7年度に至っては折半外を含めて臨時財政対策債発行がゼロになるなど、これまでの地方の財源不足の発生を前提とした議論とは全く異なる状況となっている。	地方財政の本来あるべき姿は、臨時財政対策債のような特例的な地方債に依存せず、かつ、巨額の債務残高による圧迫を受けない状態であり、引き続き、臨時経済対策債の新規発行額をゼロとするとともに、昨今の金利上昇の影響にも留意しつつ、特例的な債務残高の着実な縮減に取り組むべきである。	臨時財政対策債に頼らない財政運営を確立した上で、必要な財源が不足する場合や、今後の国税収入・地方税収入や地方負担の状況等によって財政収支に大幅な不足が生じる場合には、地方交付税の法定率の引上げを行い、安定的に地方交付税総額の確保を図ること。
一般財源総額の確保	平成23年度から導入されている一般財源総額実質同水準ルール（一般財源ルール）は、地方の一般財源総額について、消費税の引上げに伴う社会保障の充実や偏在是正効果に相当する分等を除き、実質的に同水準を維持するものである。一般財源ルールの下、国税法定率分と地方税収等の増収により折半対象財源不足は減少傾向にあり、近年は折半対象経費がほぼ存在しない状態が継続している。	交付団体をはじめ地方の安定的な財政運営に必要な一般財源総額について、令和7年度地方財政計画の水準を下回らないよう実質的に同水準を確保する必要がある。その際、現在のインフレ局面において、経済・物価動向等を反映することにより増加する経費を地方財政計画の歳出に計上し、それに見合った一般財源総額の水準をもって「実質的に同水準」とみなすべきである。	安定的な行政サービスを提供していくため、経済・物価動向等を適切に反映し、増加する経費を地方財政計画の歳出に確実に計上した上で、必要となる地方交付税等の一般財源について増額確保し、充実すること。（中略）地域経済の好循環、民間企業の賃上げの実現のためには、地方における官公需の価格転嫁が急務であり、地方がこれを確実に実施するために必要となる一般財源の増額確保が不可欠である。

(出所) 各資料より作成

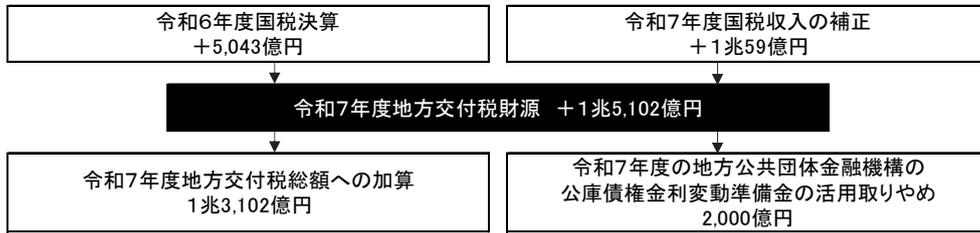
(5) 令和7年度補正予算に伴う地方交付税の取扱い

令和7年度においては、令和6年度国税決算及び令和7年度国税収入の補正において税の増収が見込まれた。これらを踏まえた令和7年度補正予算とともに、「地方交付税法及び特別会計に関する法律の一部を改正する法律案」が令和7年12月8日に国会へ提出され、同月16日に成立し、同月22日に施行された（令和7年法律第88号）。同法は、国税の増収に伴う地方交付税財源の増加分（1兆5,102億円）について、①1兆3,102億円を令和7年度の地方交付税総額に加算して増額交付するとともに、②令和7年度の地方公共団体金融機構の公庫債権金利変動準備金³⁴2,000億円について今年度の活用を取りやめることを具体

³⁴ 当該準備金は、平成20年8月設立の地方公営企業等金融機構（平成21年6月地方公共団体金融機構に改組）が、業務開始時に公営企業金融公庫から承継した資産・債務に係る金利変動リスクに対処するために設けられた。機構の業務が円滑に遂行され、当該準備金等が公庫債権管理業務の円滑な運営に必要な額を上回ると認められるときは、当該上回ると認められる金額として総務省令・財務省令で定める金額を国に帰属させるものとされている（地方公共団体金融機構法（平成19年法律第64号）附則第14条）。

的な内容とするものである（図表3）。

図表3 令和7年度補正予算に伴う地方交付税財源とその取扱い



（出所）財務省資料及び総務省資料より作成

5. 令和8年度地方財政対策及び地方財政収支見通しの概要

（1）総務・財務両大臣合意を経て決定された地方財政対策の概要

令和8年度地方財政対策については、令和7年12月24日付けで総務・財務両大臣の覚書が交わされた上で決定され、これに基づき関係法案が国会に提出されることとなる。

令和8年度の地方財源不足額は1兆254億円と見込まれる一方で、5年連続で折半対象財源不足は生じないこととなる。この財源不足額に対しては、下記のア及びイのとおり補填措置を講ずるものとされている（図表4）。なお、概算要求で事項要求されていた法定率の引上げは見送られ、臨時財政対策債は、前年度に引き続き発行されないこととなった。

図表4 令和8年度における地方財源不足額の補填措置

		(単位:億円)	
令和8年度における 地方財源不足額 10,254	【折半対象以外の財源不足額】 10,254	ア 財源対策債の発行	7,600
		イ 地方交付税の増額による補填	2,654
		・一般会計における加算措置(既往法定分)	154
		・交付税特別会計剰余金の活用	500
		・地方公共団体金融機構の 公庫債権金利変動準備金の活用	2,000
	【折半対象財源不足額】	—	—

（出所）総務省「令和8年度地方財政対策の概要」（令和7年12月26日）より作成

ア 財源対策債の発行 7,600億円

財源対策債は、地方債充当率³⁵の臨時的引上げにより増発される建設地方債（地方財政法第5条の地方債）であり、令和8年度は7,600億円が発行予定である。

イ 地方交付税の増額による補填 2,654億円

・ 一般会計における加算措置（既往法定分） 154億円

既往法定分は、過去の地方財政対策に基づき、後年度の地方交付税総額に加算することが地方交付税法附則に定められている額である。令和8年度は、平成29年度税制改正における配偶者控除等の見直しによる個人住民税の減収額を国費で補填するため、

³⁵ 地方公共団体が事業を行うに当たり、当該事業に係る経費のうち、地方債をもってその財源とする部分の割合の上限となるべき率。

地方交付税法附則に基づき加算することとしている額（154億円）となる。

・ **交付税特別会計剰余金の活用 500億円**

交付税特別会計の借入金利子予算額と実際に要した額の差などにより生じた同特別会計剰余金500億円を、財源不足の補填に活用することとされた。

・ **地方公共団体金融機構の公庫債権金利変動準備金の活用 2,000億円**

地方公共団体金融機構の公庫債権金利変動準備金の一部（2,000億円）を財政投融资特別会計に帰属させ、当該額を交付税特別会計に繰り入れることとされた。

（２）令和８年度地方交付税総額の状況（通常収支分）

以上の地方財政対策を踏まえ、一般会計から交付税特別会計に繰り入れる入口ベースの地方交付税は、20兆622億円（対前年度当初1兆3,830億円増）とされ、交付税特別会計における加減算を経た地方交付税総額（出口ベースの地方交付税）は、20兆1,848億円（同1兆2,274億円増）となり（図表５）、当初予算ベースで８年連続の増加となった。

図表５ 令和８年度地方交付税総額の状況（通常収支分）

		(単位:億円)	
地方交付税総額 (出口ベース)	一般会計 (入口ベース)	所得税・法人税・酒税・消費税の法定率分	210,106
	200,622 (対前年度13,830増)	一般会計における加算措置(既往法定分)	154
201,848 (対前年度12,274増)	特別会計	国税減額補正精算等	▲ 2,639
		交付税特会債務承継額と同額の減額	▲ 7,000
		地方法人税の法定率分	24,499
		交付税特別会計借入金償還	▲ 22,000
		交付税特別会計借入金支払利子	▲ 3,773
		交付税特別会計剰余金の活用	500
		地方公共団体金融機構の 公庫債権金利変動準備金の活用	2,000
		返還金	0.2

(出所) 総務省「令和８年度地方財政対策の概要」(令和７年12月26日)より作成

（３）令和８年度地方財政収支の見通し

地方財政対策を前提とした、令和８年度の地方財政全体の姿を示す地方財政収支の見通しは以下のとおりである（図表６及び図表７）。ただし、計数は令和７年12月26日に公表された概数である。

ア 通常収支分（歳出及び歳入の概要）

令和８年度通常収支分の歳出・歳入規模は、約102兆4,400億円（対前年度当初約5.4兆円増）となり、歳出総額から公債費、企業債償還費普通会計負担分及び不交付団体の水準超経費を除く「地方一般歳出」は約85兆5,500億円（同約4.2兆円増）となった。

歳出では、令和７年人事院勧告等を踏まえ地方公務員の給与改定に必要な経費等を増額計上し、給与関係経費は約24兆100億円となり（同約1.1兆円増³⁶）、社会保障関係費の増等を背景に、一般行政経費は約45兆5,100億円（同約1.7兆円増）となった。地方財政

³⁶ 対前年度増減額について、給与関係経費及び一般行政経費の令和７年度の額は、令和８年度との比較対照のため、会計年度任用職員に係る給与等に移し替えている。

の健全化に向け、引き続き臨時財政対策債の新規発行額をゼロとした上で、将来の公債費負担の軽減のため、「臨時財政対策債償還基金費（仮称）」（8,376億円）が創設された。

物価高・官公需の価格転嫁への対応としては、物価高の中で、ごみ収集や学校給食などサービス・施設管理の委託料、道路や河川等の維持補修費、改修等に係る投資的経費など、様々な分野のコスト増に対応するため、5,850億円を増額計上するとともに、普通交付税の算定費目「地域の元気創造事業費」に、新たに「価格転嫁分」（1,000億円程度）を創設し、価格転嫁の取組状況を普通交付税の算定に反映することとされた³⁷。

注目されていた教育無償化に係る地方負担（3,600億円程度）については、地方財政計画の歳出に全額計上し、一般財源総額を増額確保するとともに、個別団体の地方交付税の算定に当たっても、地方負担の全額を基準財政需要額に算入することとされた。さらに、高校無償化による公立高校への影響を考慮し、公立高校等における人材育成の取組を推進するため、新たに「高等学校教育改革等推進事業費（仮称）」³⁸（1,000億円）を計上し、「高等学校教育改革等推進事業債（仮称）」が創設された。

「強い経済」の実現の観点では、地域未来戦略を踏まえ、都道府県における産業クラスターの形成・拡大や地場産業の付加価値向上と販路開拓を支援するため、単年度の措置として「地域未来基金費（仮称）」（4,000億円）が創設され、基金の設置に要する経費を普通交付税の基準財政需要額に新たな算定項目「地域未来基金費（仮称）」を設けて算定し、都道府県が複数年度にわたる取組を計画的に推進できることとされた。

防災・減災対策の推進としては、「緊急防災・減災事業費」、「緊急自然災害防止対策事業費」の対象事業を拡充した上で、事業期間が令和12年度まで5年間延長された。また、公営企業の経営基盤の強化として、「公営企業経営改善特例債（仮称）」を創設するとともに、インフラ老朽化に対応するための上下水道事業及び地域医療提供体制を確保するための病院事業に係る地方財政措置が拡充された。

歳入では、地方税が47兆8,185億円（同2兆3,692億円増）、地方譲与税が3兆1,932億円（同2,271億円増）となった。地方交付税については、先述のとおり、入口ベースの20兆622億円（同1兆3,830億円増）に対し、出口ベースは20兆1,848億円（同1兆2,274億円増）となっている。地方特例交付金等は、地方六団体が要望し、注目されていた当分の間税率（軽油引取税、地方揮発油税）、環境性能割（自動車税、軽自動車税）廃止に伴う令和8年度の減収について、地方特例交付金により全額を補填（6,485億円³⁹）することとされ、8,156億円（同6,220億円増）が計上された。

地方債は、地方財政計画に計上される普通会計分が6兆1,448億円（同1,828億円増）となり、地方債依存度は6.0%程度と前年度（6.1%）より僅かに低下した。臨時財政対

³⁷ 算定に用いる指標（案）として、①低入札価格調査制度及び最低制限価格制度の導入率、②スライド条項等の導入率、③民間委託契約額・指定管理料の増加率が示されている。なお、②及び③は、本庁舎の清掃・夜間警備や一般ごみ収集などの業務を想定している。

³⁸ 地方公共団体が地域の実情に応じて高等学校教育改革実行計画に基づき実施する地方単独事業（専門高校の機能強化・高度化に資する施設設備の整備等）を対象事業とする経費。

³⁹ 内訳は、軽油引取税減収補填特例交付金（仮称）が4,297億円、地方揮発油譲与税減収補填特例交付金（仮称）が296億円、自動車税減収補填特例交付金（仮称）が1,685億円、軽自動車税減収補填特例交付金（仮称）が207億円である。

策債は、既述のとおり、引き続き発行額が計上されないこととなった。

図表6 令和8年度地方財政収支見通しの概要（通常収支分）

		(単位:億円、%)		
項 目		令和8年度(見込)	令和7年度	増減率(見込)
歳入	地方税	478,185	454,493	5.2
	地方譲与税	31,932	29,661	7.7
	地方特例交付金等	8,156	1,936	321.3
	地方交付税	201,848	189,574	6.5
	地方債	61,448	59,620	3.1
	うち臨時財政対策債	0	0	0.0
	復旧・復興事業一般財源充当分	▲63	▲33	90.9
	全国防災事業一般財源充当分	▲180	▲217	▲17.1
	歳入合計	約 1,024,400	970,644	約 5.5
	「一般財源」 (交付団体ベース)	719,878 675,078	675,414 637,714	6.6 5.9
歳出	給与関係経費	約 240,100	209,784	約 14.5
	(会計年度任用職員移替後比較)	約 240,100	228,598	約 5.0
	退職手当以外	約 228,200	198,588	約 14.9
	(会計年度任用職員移替後比較)	約 228,200	217,402	約 5.0
	退職手当	約 11,800	11,196	約 5.4
	一般行政経費	約 455,100	456,456	約 ▲0.3
	(会計年度任用職員移替後比較)	約 455,100	437,642	約 4.0
	補助分	約 279,700	266,375	約 5.0
	単独分	約 144,000	158,881	約 ▲9.4
	(会計年度任用職員移替後比較)	約 144,000	140,067	約 2.8
	うちデジタル活用推進事業費	1,500	1,000	約 50.0
	国民健康保険・後期高齢者医療制度関係事業費	約 15,700	15,000	約 4.7
	地方創生推進費	10,000	10,000	0.0
	地域デジタル社会推進費	1,500	2,000	▲25.0
	地域社会再生事業費	4,200	4,200	0.0
	地域未来基金費(仮称)	4,000	—	皆増
	公債費	約 107,700	107,259	約 0.4
	臨時財政対策債償還基金費(仮称)	8,376	—	皆増
	維持補修費	約 16,300	15,525	約 5.0
	投資的経費	約 124,500	121,133	約 2.8
	直轄・補助分	約 56,900	57,496	約 ▲1.0
	単独分	約 67,600	63,637	約 6.2
	うち緊急防災・減災事業費	5,000	5,000	0.0
	うち緊急自然災害防止対策事業費	4,000	4,000	0.0
	うち脱炭素化推進事業費	1,000	1,000	0.0
	うち高等学校教育改革等推進事業費(仮称)	1,000	—	皆増
	公営企業繰出金	約 23,500	22,787	約 3.1
	うち企業債償還費普通会計負担分	約 12,400	12,394	約 0.0
	水準超経費	44,800	37,700	18.8
	歳出合計	約 1,024,400	970,644	約 5.5
(交付団体ベース)	約 979,600	932,944	約 5.0	
地方一般歳出	約 855,500	813,291	約 5.2	

(注) 計数は精査の結果、異動する場合がある。なお、会計年度任用職員に係る給与等は、令和8年度より、一般行政経費(単独)から給与関係経費へ移し替えて計上されている。(会計年度任用職員移替後比較)のうち令和7年度の額は、令和8年度との比較対照のため、当該額を給与関係経費に移し替えている。

(出所) 総務省「令和8年度地方財政対策の概要」(令和7年12月26日)より作成

以上の結果、地方一般財源総額は71兆9,878億円（同4兆4,464億円増）、不交付団体の水準超経費を除く交付団体ベースの一般財源総額は67兆5,078億円（同3兆7,364億円増⁴⁰）となった。

イ 東日本大震災分⁴¹（復旧・復興事業及び全国防災事業）

（ア）復旧・復興事業

令和8年度における東日本大震災分の復旧・復興事業は、歳入・歳出規模が約2,200億円（対前年度当初約504億円減）となった。

歳出では、直轄・補助事業費が約1,900億円、地方単独事業費が230億円となった。これらに対応する歳入として、震災復興特別交付税539億円、国庫支出金約1,600億円、地方債10億円、一般財源充当分63億円が計上された。震災復興特別交付税は被災団体における復旧・復興事業経費の地方負担分、地方単独事業分及び地方税等の減収分を国が全額措置するため平成23年度第3次補正予算で創設されたものである。令和8年度の震災復興特別交付税539億円により措置する財政需要の内訳は、直轄・補助事業の地方負担分が309億円、地方単独事業分が113億円、地方税等の減収分が117億円となった。なお、平成23年度から令和8年度分の予算額の累計額（不用額を除く）は5兆8,752億円となった。

（イ）全国防災事業

令和8年度における東日本大震災分の全国防災事業は、歳入・歳出総額が181億円となった。本事業は平成27年度限りで終了したため、歳入に新規事業は計上されておらず、これまで実施してきた事業に係る公債費（地方債の元利償還金）として181億円が計上された。これに対応する歳入として、一般財源充当分180億円、雑収入1億円が計上された。

図表7 令和8年度地方財政収支見通しの概要（東日本大震災分）

(1) 復旧・復興事業				(単位:億円、%)		
項目		令和8年度(見込)	令和7年度	増減率(見込)		
歳入	震災復興特別交付税	539	871	▲ 38.1		
	国庫支出金	約 1,600	1,731	約 ▲ 7.6		
	地方債	10	11	▲ 9.1		
	一般財源充当分	63	33	90.9		
計		約 2,200	2,704	約 ▲ 18.6		
歳出	直轄・補助事業費	約 1,900	2,321	約 ▲ 18.1		
	地方単独事業費	230	293	▲ 21.5		
	うち地方税等の減収分見合い歳出	117	175	▲ 33.1		
	計	約 2,200	2,704	約 ▲ 18.6		
(2) 全国防災事業				(単位:億円、%)		
項目		令和8年度(見込)	令和7年度	増減率(見込)		
歳入	一般財源充当分	180	217	▲ 17.1		
	雑収入	1	1	0.0		
計		181	218	▲ 17.0		
歳出	公債費	181	218	▲ 17.0		
	計	181	218	▲ 17.0		

(注) 計数は精査の結果、異動する場合がある。

(出所) 総務省「令和8年度地方財政対策の概要」(令和7年12月26日)より作成

⁴⁰ 単年度の措置として創設された「地域未来基金費(仮称)」及び「臨時財政対策債償還基金費(仮称)」を除くと対前年度比は2兆4,988億円増となっている。

⁴¹ 被災団体が復旧・復興事業に着実に取り組めるようにするとともに、被災団体以外の地方公共団体の財政運営に影響を及ぼすことがないようにするため、平成24年度から通常収支とは別枠で整理されている。

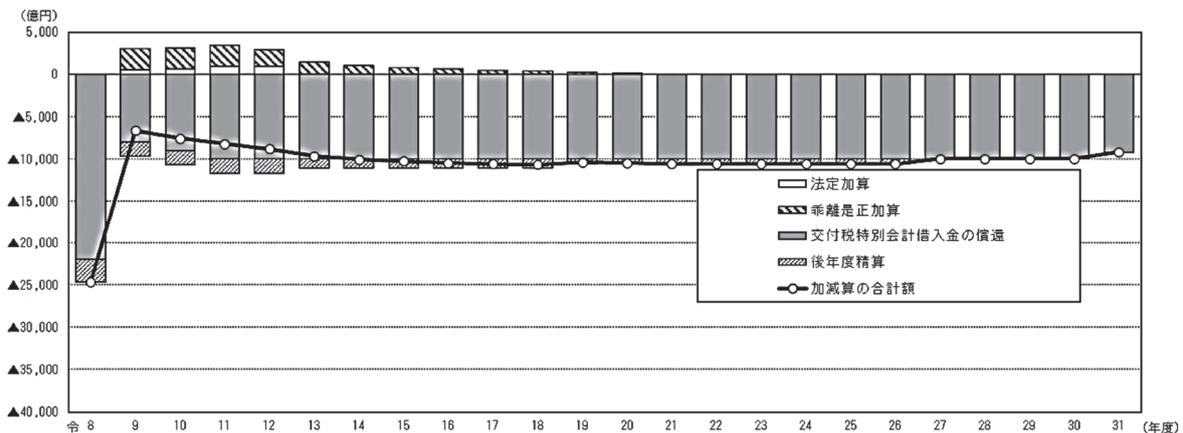
6. 令和8年度地方財政対策をめぐる論点

(1) 経済社会構造が変化中での地方財政の健全化の取組

近年の地方財政の状況を踏まえ、財務省は、「令和8年度予算の編成等に関する建議」の取りまとめに際し、「これまでの地方の財源不足を前提とした議論とは一線を画したフェーズに移行」とした⁴²。令和8年度地方財政対策では、引き続き臨時財政対策債の新規発行をゼロとした上で、臨時財政対策債償還基金費（仮称）約0.8兆円を創設し、交付税特別会計借入金の残高を約2.9兆円縮減するなど、地方財政の健全化に向けた取組が進められた。

一方で、地方の借入金残高は令和8年度末見込みで166兆円程度と依然巨額であり、その主な内訳は、臨時財政対策債の残高が約38.6兆円、交付税特別会計借入金の残高が約22.6兆円となっている。また、過去の地方財政対策等において、負担の先送り等のため後年度の地方交付税で精算することとされた額も残されており、令和8年度地方財政対策を踏まえた将来の地方交付税の加減算額は、図表8のように整理される。

図表8 今後の地方交付税総額に加減算される額（令和8年度～令和31年度）



（注1）「法定加算」とは地方交付税法附則第4条の2第3項に基づく加算である。

（注2）「乖離是正加算」とは、平成17年度から平成23年度にかけて行われた計画額と決算額の一体的乖離是正に際して生じた財源不足のうち折半ルール対象分について、覚書により後年度の地方交付税総額に加算することとされているものである。

（注3）「交付税特別会計借入金の償還」とは、特別会計に関する法律（平成19年法律第23号）附則第4条に基づくものである。

（注4）「後年度精算」とは、地方交付税法附則第4条の2第4項の臨時財政対策債振替加算に係る後年度減額と、同条第5項の国税決算精算分の繰延べに係る後年度減額の合算額である。

（注5）平成29年度税制改正における配偶者控除等の見直しによる個人住民税の減収額の補填として、地方交付税法附則第4条の2第1項に基づき、当分の間、加算することとされている154億円は除いている。

（出所）地方交付税法の条文（令和8年2月5日時点）及び総務・財務両大臣覚書（令和7年12月24日）等により作成

さらに、地方の歳出に対しては、経済社会構造の変化に伴い、社会保障関係経費や人件費の増加、物価上昇、インフラ老朽化など、増加圧力が高まっている。上下水道や病院を始め地方公営企業を取り巻く経営環境も厳しさを増している。こうした地方負担の増等は

⁴² P Bも、国は十分に改善が進まない一方で、地方はほぼ一貫して黒字を維持してきたとしている。財務省「財政制度分科会（令和7年11月5日開催）資料一覧 資料2 地方財政」〈https://www.mof.go.jp/about_mof/councils/fiscal_system_council/sub-of_fiscal_system/proceedings/material/20251105zaiseia.html〉

歳出に一定程度反映され、前年度を上回る額の一般財源総額が確保されたが、今後も地方が直面する行政課題は複雑化・深刻化することが予想される。加えて、東京都に経済活動及び税収が集中する構造的な問題が進展しており、地域間の財政力・行政サービスの格差拡大や税源の偏在是正を図るべく、財政健全化と併せて一層の取組が必要となっている⁴³。

（２）地方公共団体の人材確保に対する財源保障

令和８年度地方財政対策では、令和７年人事委員会勧告に伴う給与改定に要する経費（地方負担分）として、6,800億円程度（うち会計年度任用職員分800億円程度）、また、令和８年度の給与改定に備え、給与改善費として、4,000億円が一般行政経費（単独）に計上されている。給与改善費は令和７年度地方財政計画では、2,000億円であったが、昨今の給与増の傾向を踏まえ、倍増となった。なお、令和８年１月23日に公表された令和７年11月分の毎月勤労統計調査結果確報によれば、名目賃金は増えているものの、物価動向を加味した実質賃金は前年同月比で1.6%減と11か月連続でマイナスとなっている⁴⁴。今後も官民の人材獲得競争の激化に加え、物価高も続いている状況から、公務員の給与水準の上昇が想定される。また、人口減少・少子高齢化が進み、社会全体の担い手不足が深刻化する中、行政サービスの安定供給には、DXの推進や業務改革（BPR）など、行政の効率化・スリム化が不可欠であるが、一方で、社会保障や災害対応等増加する行政ニーズに適切に対応していく必要がある。地方公共団体の人材確保に対する十分な財源保障が求められる。

（３）国と地方の統治構造をめぐる議論と地方財政

行政サービスを供給する地方公共団体は、都道府県と市町村の２層構造を基本としており、地方財政においても、こうした統治構造が前提となっている。その中で、累次にわたる地方分権一括法によって財源や権限の移譲が進められてきたが、（２）で見たように、人材不足が深刻化する一方で行政ニーズが増大するなど、経済社会構造の変化により既存の地方行政は転換点を迎えている。自由民主党と日本維新の会の連立政権合意書に、首都機能分散等に係る統治機構改革の項目が盛り込まれ、総務省の研究会⁴⁵では、新たな大都市制度としての「特別市⁴⁶」制度に関する論点整理が示されるなど、国と地方の統治構造をめぐる議論が活発化している。令和８年１月19日には、国・都道府県・市町村間の役割分担や、大都市地域における行政体制その他の必要な地方制度の在り方を調査審議するため、第34次地方制度調査会が立ち上げられた⁴⁷。こうした議論は地方財政と切り離せないものであり、持続可能な行財政基盤の構築など、今後の動向が注目される。

⁴³ 総務省「令和８年度地方税制改正（案）について」（令和７年12月）では、道府県民税利子割について、インターネット銀行等の利用拡大を踏まえ、都道府県間で個人に係る所得金額を基準に税収帰属を調整する清算制度の導入が盛り込まれている。

⁴⁴ 厚生労働省「毎月勤労統計調査 2025（令和７）年11月分結果確報」（令8.1.23）<<https://www.mhlw.go.jp/toukei/itiran/roudou/monthly/r07/2511r/2511r.html>>

⁴⁵ 令和６年11月に設置された「持続可能な地方行財政のあり方に関する研究会」

⁴⁶ 道府県に包含されない一層制の地方公共団体をいい、広域的な事務も含め特別市に一元化するもの。

⁴⁷ 総務省「第34次地方制度調査会第1回総会」（令8.1.19）<https://www.soumu.go.jp/menu_sosiki/singi/02gyosei01_04000511.html>

7. おわりに

国民生活に身近な行政サービスを担う地方公共団体にとって、地方交付税総額等の動向は大きな関心事項であり、年末に策定される地方財政対策の内容は、地方公共団体の予算編成や財政運営に直接的な影響を与える。地方財政全体において、地方財政対策は、地方財政計画を策定する上で必要な地方財源を確保するための中核的なプロセスであるとともに、個々の地方公共団体において、予算編成作業の中で重要な位置を占めている⁴⁸。個々の地方公共団体では、地方財政対策で示されている人件費や物価高対策、防災・減災対策など、幅広い項目について、実際の行政需要に見合った、十分かつ適切な予算措置が計上されているか、確認することになる。

地方自治の理念からすれば、地方公共団体の歳出は地方税等の自主財源によって賄われるのが理想である。しかし、現実には、地方公共団体が供給する行政サービスのための財源は地方税収よりも国税収の方が多く、加えて、税源が地域間で偏在しているため、国と地方及び地方間での財政調整が必要になる。そのため、地方財政対策とそれを踏まえて策定される地方財政計画が重要な役割を果たすこととなる⁴⁹。もともと、国の財源保障がマクロで適切に行われたとしても、地方行政の現場の予算との乖離が生じ、個々の地方公共団体が十分に機能しなければ、国民生活の安全・安心を守ることは困難になる。このため、地方財政については、マクロとミクロの視点の双方から検証していく必要がある。あわせて、財源保障の充実、国による関与と表裏一体の側面があることから、地方公共団体の自主性とのバランスにも配慮が求められる。

地方六団体は、令和8年度地方財政対策についての共同声明において、経済社会構造が変化していく中、様々な要因による歳出増を踏まえ、地方の一般財源総額及び地方交付税総額について前年度を大幅に上回る規模で確保したこと、地方財政の健全化が大きく図られたことなどから、地方の声が反映されたものと「高く評価」している。一方で、巨額の借入金残高を抱える状況を受け、持続可能な制度の確立を目指すこと、減税に伴う代替財源等について、国の責任で安定財源を確実に確保することを求めている。そして、地方公共団体が諸課題に向き合う決意を示しつつ、国に対し、地方の意見を尊重しながら、地方税財源の確保・充実が図られることを強く求めて、声明を結んでいる⁵⁰。

今後、経済社会・物価動向や統治構造に関する議論等を踏まえ、将来にわたって行政サービスを適切に供給していくため、持続可能で安定的な地方税体系の構築という構造的課題に対応していく必要がある。その上で、まずは、国会における十分な議論を経つつ、地方が直面する多様な課題に主体的に対応できるよう、必要な一般財源総額を確保し、地方公共団体の取組を財政面から着実に後押ししていくことが求められる。

(わだ まさき)

⁴⁸ 黒田武一郎『地方交付税を考える－制度への理解と財政運営の視点』（ぎょうせい、2018年）28～29頁

⁴⁹ 菅原宏太・松本睦・加藤秀弥『地方財政の見取り図』（有斐閣、2023年）15頁

⁵⁰ 地方六団体「令和8年度地方財政対策についての共同声明」（令7.12.26）〈https://www.nga.gr.jp/committee_pt/item/seimei.pdf〉